

第四十八回国会
衆議院
地方行政委員会
議 録 第 九 号

(三三)

昭和四十年二月二十三日(火曜日)

午前十四時四十分開議

出席委員

委員長 中馬 辰猪君

理事 龜山 孝一君

理事 田川 誠一君

理事 安井 吉典君

理事 大石 八治君

理事 龜岡 高夫君

理事 武市 恭信君

理事 山崎 巖君

理事 秋山 徳雄君

理事 華山 親義君

理事 門司 亮君

出席閣務大臣

自治 大臣 吉武 恵市君

出席政府委員

自治事務官 松島 五郎君

(大臣官房長)

自治事務官 佐久間 彌君

(行政局長)

自治事務官 柴田 護君

(財政局長)

委員外の出席者

専門員 越村安太郎君

二月二十二日

委員武市恭信君辞任につき、その補欠として福永健司君が議長の名で委員に選任された。

同日

委員福永健司君辞任につき、その補欠として武市恭信君が議長の名で委員に選任された。

二月十九日

新産業都市建設及び工業整備特別地域整備のための国の財政上の特別措置に関する法律案(内閣提出第四五号)

は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

地方行政連絡会議法案(第四十六回国会内閣提出第一六一号、参議院送付)

新産業都市建設及び工業整備特別地域整備のための国の財政上の特別措置に関する法律案(内閣提出第四五号)

○中馬委員長 これより会議を開きます。

地方行政連絡会議法案を議題といたします。本案についての質疑は去る十九日終了いたしました。

これより本案を討論に付します。討論の申し出がありますので、これを許します。秋山徳雄君。○秋山委員 私は日本社会党を代表いたしまして、私たちの考えのあるところを述べながら、反対の意見を申し述べたいと存じます。

この法案が提案されてから、いろいろ各方面から問題が提起されておりますが、私どもの承知している範囲内におきましては、かつては昭和十五年に内務省の訓令により設置された地方連絡協議会、あるいはまた昭和十八年に勅令によって設置された地方行政協議会等は、これはいずれも主たる目的は軍事目的を遂行するためという点で、目的が非常につきりとしたものであります。しかるにもかかわらず、今度の連絡会議法案によりまして、ただ単に「広域にわたる行政の総合的実施及び円滑な処理を促進し、もつて地方自治の広域的運営の確保に資する」というだけでございまして、この目的があまりにもはっきりと受け取ることができないのがまず第一の考え方ではなからうかとも思います。

私どもは、こういうことを考えてみたときに、かつての二つの省令、あるいは勅令に基づきますそれぞれの会議あるいは協議会などに基づきましては、日本の国が新しく発足するために行なわれま

したいいわゆる民主化の過程において、それぞれ解消されたものと理解をしないわけにはまいりません。にもかかわらず、この法案が、再三にわたって国会に提案された、こういうことにつきましかつてかなりの疑義が生れてくるものと考えないわけにはまいりません。連絡会議なるものが、はたして国の行政権を地方自治体により以上推し進めていく意図があるのか、あるいはまたこういうものを機会として、地方自治権をより以上確立していくのか、こういう点もまだはつきりしておらないといわれないわけにはまいりません。したがって、これは考え方にまいりましては時代逆行するものではないか、こういうふうな心持もしないわけにはまいりません。なおまた、いま行なわれているように、現在の地方自治法を見てまいりますと、これはどの条項を見ましても完全なる府県公選をもつて行なわれているのでございます。それに對しまして、それらをどういう考えか、一堂に集めまして、そしてまたこれに国の出先機関がそれぞれ関与をしながら、国の行政権をこれらの面に推し進めていく、こういうことのように受け取れるわけではございません。これはとりもなおさず民主化を逆行していくのではないか、こういうふうな心持がますます強くなってくるのでござい

ます。

同時にまた、考えなければならぬことの一つに、特定地域を定めて、全国を九つの地域に分けて、これらの協議会を設置していく、こういうことになってまいりますと、それに基づく考え方といたしましては、それならば、国の行政を考えていく上に必要であるといえますならば、各省の出先各局に及ぼす影響、こうしたものを考えましても、これらの地域と、今度の法案に盛ってお

りますところの地域とが、完全に一致しておらない、こういうことなども、こういう機会を通じて十分に考えていかなければならぬことの一つではないかとも思われます。たとえば、いままで国の出先機関が、自分の管轄地域として行なっております区域に對しまして、これが今度の法案におきましては、多いところにおきましては三つに分散するようになつてくるわけではございません。こういうところを見ましても、なかなか国の考え方が、それぞれの地域に完全に浸透していくということも考えることがむずかしいのではないかと心持もしてまいります。こうしたものを

をつくりましますならば、当然そうしたものもこういう機会を通じて一つの考え方でもめていくべきではないか、さうな気もしてまいります。そういうことを行なわずして、こういう法案を考えていく、それ自体にもかなり無理があるのではないかと心持がしてまいります。たとえば三重県などの例をとりましても木曾川を中心とした木曾三川協議会、あるいは長野県にも同じようなことがいわれると思ひます。あるいはまた考え方を進めてまいりますと、吉野熊野地方総合開発審議会、あるいは奈良、和歌山の関係、あるいは中部観光事業協会、あるいは静岡、石川、富山などを統合した考え方があげられてくるのではないかと考え方も持てるわけではござい

ます。こうしたことを一々取り上げてまいりますと、何かこういうことを考えるときに首尾一貫しておらない、こういう心持がますます強くなつてくるのが考えられるのでございします。これらについて、いままで長い期間にわたつてこの委員会において質疑が重ねられてまいつたのでございします。これらに對しまして、まだ今日の状態においては一つの考え方をまとめていく、あるいは国の各省との連絡がより以上密になつてま

いりまして、これらに対しての将来の考え方などもまだ一つの考え方としてまとまってきたておらないような心持ちがしてなりません。こういうことを通じて考えてまいりますと、一つの考え方といいたしましては、これらを中心としたいわゆる古くから出ておりましたような道州制の一つの想定として考えてみたり、あるいはもっと強く申し上げますならば、現在置かれております府県の状態が、完全自治体であるか、あるいはまた国の出先機関としての任務のほうより以上強いのか、こういうことについてもかなり危ぶまれる状態に置かれておる今日において、こういう問題を提起することによって、あるいは府県がもう昔に帰って国の出先機関となるような仕組みを皆さん方が考えておるのではないかと。現政府においてそういう考えがあるからこそ、こうしたものが考えられてくるのではないかと、こういうふうな心持ちもしてまいるのでございます。もしそうだといたしますならば、これは危険なことはないと考えないわけにはまいりません。もしこれが発展して道州制に置きかえられたり、あるいはまた、同時にいま申し上げましたような府県の廃止論、すなわち大正年間だと思いますが、そういうときにあります旧郡制が廃止されたと同じような形において府県が存在が危ぶまれてくる、こういうことになりましてならば、これこそたいへんなことだろ

うと思ひます。いま私たちが考えねばならないことは、府県をより以上強化をし、あるいはまた財政的にも、行政的にももっとと力強いものに育て上げていかなければならない。この考え方が、いわゆる自治省を中心に、皆さん方がより一そう強めていかなければならないことではないかと考えられます。そういうさなかにおいてこういう法案を提案をし、私どもの賛同を得たいと申されましても、私たちはこれらのことを考え合わせたときに賛成するわけにまいらない、こういうことに結論がなろうかと思ひます。そうした意味合いをもつて考えたときに、いままでも政府の皆さん方がいろいろお考えになっておりました

けれども、委員会の質疑を通じてこれらの問題が明確になっておらないことは、非常に残念と言わなければなりません。そういう事ごとを私どもは考えましたゆえに、残念ながらこの法案に賛成するわけにはまいらないということでございます。こういう意味合いを持って私どもはこの法案につきましては、強く反対申し上げ、より以上の、市町村や府県をあなたの方の手によって完全なる自治体として行政の面におきましても、あるいは財政の面におきましても、一段の御努力をもつて育て上げていただきたいことを希望申し上げながら、この法案に反対をするゆえんでございます。

以上終わります。

○中馬委員長 門司亮君。
○門司委員 私は民主社会党を代表いたしました。本法案に反対の意見をきわめて簡単に申し述べるつもりでございます。

本案の提案の御趣旨は、地方の行政が広域化してきておるといふ観点から、従来の都道府県の境界区域内だけでは、総合的な開発、あるいは住民の福祉というものが得られない。したがって、九つのブロックに分けて、その中に国の出先の官庁すべてを含んで、いわゆる国と地方との総合的な地域開発、あるいは広域行政を行なうとする趣旨であることは、大臣の説明書に書いてございま

す。ところが案の内容を見てまいりますと、もし今日ほんとうに広域行政を行なうとするためであるならば、御承知のように、日本にすでに東北開発があり、北海道があり、あるいは九州、四国、近畿というように、ほとんど日本の全区域にわたって、こういう広域行政に対処する組織が実はできておるわけでありまして、これが国の高い立場から見た一つの考え方である自治省の主管として行なうといいたしますならば、当然現在の都道府県に對する一つの広域行政を行なうとすれば、ブロック制による行き方よりも、むしろ直接境界を接しておる近県同士の間にはこの総合的

しいのではないかと。そのほうが実際の効果が上がるのではないかと。ことにこの法案が独立の法案として出てまいってまいります関係から、私はこのイニシアを握るものが、大臣の答弁、説明では、地方の都道府県の知事さんが大体会長になつておやりになって、そうしてこれが召集をされるのであるから、イニシアは都道府県にあるというようなお考えのようでございまして。しかし、そこは私は非常に大きな考え違いだと思つておるものであります。同時に法案の内容として、ここで審議されたものは尊重しなければならぬと書いてある。国の出先機関の長は、おのおの本省から命ぜられた仕事を遂行すればよろしいのでありますから、結局その自己の持つておる事業の遂行に努力をするということは当然であります。ところが地方の都道府県、市町村というのは、なかなかそういうふうには簡単にまいりません。いわゆるおのおの立場がある。したがって、出先の官庁が重要だといふことを自分だけ一人きりしておるのと、地方の自治体が、この仕事は重要だ、この仕事はあとでもよろしいというふうな角度とは、私はおのずから異なると思つて。同時にここできめたこと

がもし尊重されなければならぬといふことになりまして、この法案の中には仕事だけをするのでなくて、計画を立てることができると、こう書いてある。そういったと、都道府県知事は、議會を持つております。したがって、ここでどういふ計画を立てましようとも、おのおの議會がこれに賛成をしてくれなければ、結局ものはまとまらぬのである。したがって、ここできめたことが尊重されなければならぬといふことがそのままだと都道府県に伝えられてまいりますと、ある意味においては、府県議會を圧迫する、と申し上げては少し行き過ぎかと思ひますが、ある程度これは圧制するくらいが出てきやしないかと。同時にきめられたものを遂行するといふことになってまいります。これまた都道府県との間にいろいろな問題をかもし出しはしないかといふことであります。したがって、私どもはもしこういう法案がかりに必要な

だといいたしますならば、自治法の改正によつて都道府県知事はおのおの広域行政を遂行することのために、官庁の出先機関との間にいつでも相談をすることができるといふ、いわゆる自治省自身が、あるいは地方の公共団体自身がこれを主宰し、これを行なうといふことを明確にしておいていただきたい。この場合は一体どこの省の所管になるのかどうなのかかわからない。同時に、法案の内容を見てみますと、おのおのきめたことは各省の大臣にこれを報告しなければならぬといふことになっておる。そうなつてまいりますと、ますますものはわからなくなつてくる。私は自治省がほんとうに都道府県の自主性を考え、今日の憲法に書いてありますいわゆる地方行政というものをまともに見ていただかなくては、当然これは自治法の改正で、都道府県知事が出先の官庁の長をい

つでも集めて相談をすることができるといふふうにしておくことのほうが、私は自治省としては筋が通つておつたのではないかと。一体自治省自身が地方の実態をどう考えておるかといふことであります。したがって私は、この法案の内容、それから経緯、実際のこれから行なわれるであろうといふことを考えてまいりますと、かつてのいわゆるブロック會議が國が主宰しておつたときと同じような形が出てくる、いわゆる官行政の突破口をつくるようなものにこれはなりはしないかと考えられる。その危険性が非常にあると思ひます。この点を私はこの法案の全体を通じて強く感ずるのでございまして。したがって私どもは、こういう官行政に逆戻りをしようという形、それは先ほど申し上げましたように、國の出先機関はことごとく自分の与えられた仕事を遂行しなければならぬから、結局強い意見でこの會議に臨むことは当然であります。都道府県知事は、きまつたものは議會が承認しなければ遂行することができないといふような立場に立たされる。表面だけは地方の自治体が広域行政をやるといふように書いてございまして、實際は官行政が非常に強くなる危険性を持つておる。私は自治省としてこういう

らば、自治法の改正の中に地方の都道府県知事が、
 こういふことを行なえるということを明確に書いて
 いたただきたかった。現に御承知のように、特別
 地方公共団体ではございますが、地方開発事業団
 というものができておるわけであります。これらら
 については当然地方の自治体が話し合つて、そう
 して一つの事業を遂行していこうとするならば、
 そこには国の出先機関とやはり必然的に相談をし
 なければならぬことは当然であります。こうい
 う形で私はありたかつたと考えておりますが、し
 かし法案はそうなっておりませんので、以上きま
 めて簡単ではございますが、非常に観念的な議論
 が多かったと思いますが、実質的にもこの法案に
 私どもは賛成するわけにはまいりませんので、反
 対の意見を明らかにしておきたいと思ひます。

○中馬委員長　以上をもつて討論は終局いたしま
 した。

○中馬委員長 起立多數。よつて、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

おはかりいたします。ただいま議決いたしました本案に関する委員会報告書の作成等については委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」
○中馬委員長 御異議なしと認めます。よつて、
そのように決しました。

○中馬委員長 次に、去る十九日付託になりました内閣提出にかかる新産業都市建設及び工業整備特別地域整備のための国の財政上の特別措置に関

新産業都市建設及び工業整備特別地域整備のための国の財政上の特別措置に関する法律案

第一条 この法律は、新産業都市建設促進法（昭和三十三年法律第百十七号）第十条の規定に基づいて内閣総理大臣が承認した新産業都市建設基本計画又は工業整備特別地域整備促進法（昭和三十三年法律第百四十六号）第三条の規定に基づいて内閣総理大臣が承認した工業整備特別地域整備基本計画を達成するために必要な国の財政上の特別措置について規定するものとする。

（地方債の利子補給）

整備特別地域整備基本計画に基づいて関係都道府県が国から負担金若しくは補助金の交付を受けて行ない、又は国が関係都道府県に負担金を課して行なう事業のうち、次に掲げる施設の整備に係る事業（災害復旧に係るものを除く。）で政令で定めるものについて、政令で定めるところにより当該事業の種類ごとに算定した当該都道府県の通常の負担額をこえる負担額の支出の

財源に充てるものとして、昭和四十年から昭和五十年までの各年度において、当該都道府県が発行を許可された地方債で利率が年三分五厘をこえるものにつき、年四分五厘の率を乗じて得た額を限度として、昭和四十年から昭和

五十五年度までの各年度において、当該地方債の当該年度分の利子支払額のうち、利率を年三分五厘として計算して得た額をこえる部分に相当する金額を当該都道府県に補給するものとする。

第三條 新産業都市建設基本計画又は工業整備特別地域整備基本計画に基づいて昭和四十年年度から昭和五十年年度までの各年度において関係市町村が国から負担金若しくは補助金の交付を受けて行ない、又は国が関係市町村に負担金を課して行ない、又は次に掲げる施設を整備して行ない、事業のうち、次に掲げる施設を整備して

る経費の全額を国が負担するものと及び当該事業に係る経費を当該市町村が負担しないものを除く。）で政令で定めるもの（以下「特定事業」という。）に係る経費に対する国の負担又は補助の割合（以下「国の負担割合」という。）は、次条に定めるところにより算定するものとする。

- 二 道路、港湾等の輸送施設
- 三 下水道
- 四 教育施設及び厚生施設
- 五 その他政令で定める主要な施設

第四条 特定事業に係る経費に対する国の負担割

合は、關係市町村ごとに当該特定事業に係る経費に対する通常の国の負担割合に次の式により算定して数（小数点以下二位未満は、切り上げるものとする。以下「引上率」という。）を乗じて算定するものとする。

特定額担
すべの標
す町村の
ける市町
にお該市
なる當該
度係當、
該年にち
該業を
當事の額

$$\times 0.75 + 0.25 \times \frac{0.72 - \text{すべての関係市町村のうちの財政力指数が最低の関係市町村の財政力指数}}{0.72 - \text{とき}(=0.72)}$$

により算定した普通交付税の額、同法第十四条の規定により算定した基準財政収入額から同条の規定により算定した特別とん譲与税の収入見込額を控除した額の七十五分の百に相当する額及び当該特別とん譲与税の収入見込額の合算額の百分の十に相当する額をいい、「財政力指数」とは、同法第十四条の規定により算定した基準財政収入額を同法第十一条の規定により算定した基準財政需要額で除して得た数値で当該年度前三年度内の各年度に係るものを合算したものの三分の一の数値をいう。

市町村の負担割合が百分の二十未満となるときは、同項の規定にかかわらず、当該特定事業に係る経費に対する関係市町村の負担割合が百分の二十となるように国の負担割合を定める。

し、特定事業に係る事務を所掌する各省各庁の長（財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第二十条第二項に規定する各省各庁の長をいう。）並びに関係都道府県知事及び関係市町村長に通知するものとする。

別掲舊法昭和三十年法律第百九十五号)第三条第四項に規定する財政再建団体であるものに係る特定事業のうち、当該特定事業に係る経費について同法第十七条の規定により算定した国の負担割合(以下この項において「地方財政再建促進

当該特定事業に係る経費について前条の規定により算定した国の負担割合（以下この項において「この法律による国の負担割合」という。）をこえるものについては、同条の規定にかかわらず、地方財政再建促進特別措置法第十七条の規定を適用し、地方財政再建促進特別措置法によ

特別措置法第十七条の規定にかかわらず、前条の規定を適用する。

2 国は、前条の規定にかかわらず、北海道の区域における関係市町村に係る特定事業のうち、第一号に掲げる国の負担割合が第二号に掲げる国の負担割合をこえるものについては、第一号に掲げる国の負担割合により算定した額に相当する額を、第二号に掲げる国の負担割合が第二号に掲げる国の負担割合をこえないものについては、第二号に掲げる国の負担割合により算定した額に相当する額を負担し又は補助するものとする。

一 北海道の区域以外の区域における当該特定事業に相当する事業に係る経費に対する通常の国の負担割合に前条第一項の規定により当該市町村について算定した引上率を乗じて得た国の負担割合

二 北海道の区域における当該特定事業に係る経費に対する国の負担割合

3 前条第三項の規定は、前項第一号に掲げる国の負担割合を算定する場合について準用する。

4 前条第四項の規定は、国が第二項の規定により同項第一号に掲げる国の負担割合により算定した額に相当する額を負担し又は補助することとなる場合について準用する。この場合において、「各省各庁の長（財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第二十条第二項に規定する各省各庁の長をいう。）とあるのは、「各省各庁の長（財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第二十条第二項に規定する各省各庁の長をいう。）及び北海道開発庁長官」と読み替えるものとする。

（港務局についてこの法律の適用）

第六条 港務法（昭和二十五年法律第二百十八号）第四条第一項の規定による港務局は、この法律の適用については地方公共団体とみなす。

（政令への委任）

第七条 第二条の規定による利子の補給及び第三条又は第五条第二項の規定により通常の国の負担割合をこえて国が負担し又は補助することとなる額の交付、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百八十四条第一項の規定による一部事務組合及び同法第二百九十八条第一項の規定による地方開発事業団並びに港務局の行なり事業についてこの法律を適用するために必要な事項その他この法律の施行に関し必要な事項は、政令で定める。

なる額の交付、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百八十四条第一項の規定による一部事務組合及び同法第二百九十八条第一項の規定による地方開発事業団並びに港務局の行なり事業についてこの法律を適用するために必要な事項その他この法律の施行に関し必要な事項は、政令で定める。

附則

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から施行する。

（適用）

2 第三条、第四条及び第五条第二項並びに附則第四項の規定による改正後の後進地域の開発に関する公共事業に係る国の負担割合の特例に関する法律（昭和三十六年法律第百二十二号）第二条の規定は、昭和四十年年度分の予算に係る国の負担金又は補助金から適用し、昭和三十九年度分の予算に係る国の負担金又は補助金で翌年度に繰り越したもののについては、なお従前の例による。

（自治省設置法の一部改正）

3 自治省設置法（昭和二十七年法律第二百六十一号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第十三号の三の次に次の一号を加える。

十三の四 新産業都市建設及び工業整備特別地域整備のための国の財政上の特別措置に関する法律（昭和四十年法律第 号）の施行に関する事務を行なうこと。

第十二条第十五号を第十六号とし、第十四号の次に次の一号を加える。

十五 新産業都市建設及び工業整備特別地域整備のための国の財政上の特別措置に関する法律の施行に関すること。

（後進地域の開発に関する公共事業に係る国の負担割合の特例に関する法律の一部改正）

4 後進地域の開発に関する公共事業に係る国の負担割合の特例に関する法律の一部を次のように改正する。

第二条第二項第十号を次のように改める。

十 空港

第二条第二項に次の一号を加える。

十一 農地及び農業用施設

理由

新産業都市の建設及び工業整備特別地域の整備を促進するため、関係地方公共団体に対する国の財政上の特別措置について規定する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○古武国務大臣 ただいま議題となりました新産業都市建設及び工業整備特別地域整備のための国の財政上の特別措置に関する法律案の提案理由とその要旨を御説明いたします。

御承知のとおり、地域格差の是正対策の一環として、さきに新産業都市建設促進法及び工業整備特別地域整備促進法が制定せられ、これら二つの法律に基づく基本計画は、それぞれ昨年末及び今春に内閣総理大臣の承認を受け、または、近く受けるものと予想され、いよいよ具体的計画を実施する段階となった次第であります。これらに要する事業費は関係十九地区二十道県を通じて昭和五十年年度までに総額六兆三千億円に及び、これに伴う関係地方公共団体の財政負担は膨大となることと予想されるのであります。

これらの公共投資を集約的かつ短期間に行なうことに伴い、地方負担が急激に増大し、しかもこれらの対象地域における関係地方公共団体の財政力も十分でない事情を勘案いたしますと、これらの地方負担に対し、国が国家的見地に立って財政上の特別措置を講ずる必要があるものであります。よって、今回この法律により可及的に必要な援助措置を定め、もって新産業都市の建設並びに工業整備特別地域の整備の促進に資することといたしたい所存であります。

以上が本法律案の提案の理由であります。次に、本法律案の内容の要旨につきまして御説明いたします。

第一は、地方債の利子補給であります。

国は、都道府県に対して、新産業都市建設基本計画または工業整備特別地域整備基本計画に基づいて行なわれる国の直轄事業または国庫補助事業のうち、住宅、道路、港湾等基幹的な施設の整備にかかる事業に要する経費について、その都道府県の通常の負担額をこえる負担額を支出するためその財源に充てるものとして発行を許可された地方債に対し、その利子支払い額の一部を補給することといたしました。

この利子補給は、地方債の利子支払い額のうち、年利三分五厘をこえる部分を年利八分までを限度として補給することといたしました。

なお、そのために増加を要する地方債については、別途地方債計画に特掲いたすことといたしました。

第二は、国の負担割合の特例であります。

新産業都市建設基本計画または工業整備特別地域整備基本計画に基づいて行なわれる市町村にかかる国の直轄事業または国庫補助事業のうち、住宅、道路、港湾、下水道、教育施設及び厚生施設等基幹的な施設の整備にかかる事業について、市町村に対する国の負担割合を引き上げることといたしました。その引き上げ方法は、ただいま申しました事業に要する経費を支出するため、関係市町村の負担額が標準的な負担額を超過する場合におきまして、当該市町村の財政力を勘案しつつ、当該超過額に応じて国の負担割合を最高二割五分を限度として逐次引き上げることといたしました。

この場合におきまして、関係市町村の負担割合が百分の二十未満となるときは、最低百分の二十は市町村が負担することとなるように国の負担割合を定めることといたしております。

なお、関係市町村のうち財政再建団体であるものに對する国の負担割合は、地方財政再建促進特別措置法の規定による国の負担割合とこの法律による国の負担割合とを比較いたしまして、いずれが高い国の負担割合によることとし、また、北海

道の区域における関係市町村に対する国の負担割合は、北海道以外の区域における通常の国の負担割合を、先ほど申し上げました方法によって引き上げた国の負担割合と、現行の北海道の区域における国の負担割合とを比較していずれが高い国の負担割合によることといたしました。

第三は、これらの措置の適用期間であります。

地方債の利子補給は、昭和四十年から昭和五十年までの各年度において起こされた地方債について、昭和四十年から昭和五十五年までの各年度において支払われる利子について行なうこととし、国の負担割合の特例は、昭和四十年から昭和五十年までの各年度において行なわれる事業について行なうことといたしました。

なお、これらの諸措置とあわせて、後進地域の開発に関する公共事業に係る国の負担割合の特例に関する法律の一部を改正して、新たに空港及び農地にかかる事業を同法の対象事業に加える等、関係法律に所要の改正を行なうことといたしました。

以上が、新産業都市建設及び工業整備特別地域整備のための国の財政上の特別措置に関する法律案の提案理由及びその要旨であります。

何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

○中馬委員長 以上をもちまして本案についての提案理由の説明は終わりました。

なお、本案に対する質疑は後日に譲ることといたします。

次会は公報をもってお知らせすることとし、本日はこれにて散会いたします。

午前十一時五分散会

地方行政委員会議録第三号中正誤

ペジ 段 行 誤

正

二六 四 三 樺山委員 華山委員

昭和四十年三月一日印刷

昭和四十年三月一日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局